４　法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第五号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（法第五十四条第三号の原子力規制委員会規則で定める者）

第一条の三　法第五十四条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［項を加える。］

［条を加える。］

別表第十三　国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（国際規制物資の使用の許可の申請） **第一条の二**　法第六十一条の三第二項の国際規制物資の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 ［一・二　略］ 三　法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）が法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者に該当しない旨の診断を受けたこと並びに当該診断を受けた病院、診療所等の名称及び住所、診断日、医師の氏名を記載すること。 ２　前項第三号に掲げる記載に代えて法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）が法第六十一条の四第三号に該当しないことが記載された医師の診断書を提出することができる。 ３　法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第一項第三号に掲げる記載に代えて当該役員が法第六十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。 （法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者） **第一条の九**　法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［条を加える。］